

## 第 4 回石川町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成 3 1 年 4 月 1 6 日 (火) 午後 1 時 3 0 分

2. 招集場所 石川町役場 3 階 正庁議場

3. 議案

( 1 ) 議案第 1 1 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

( 2 ) 議案第 1 2 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

( 3 ) 議案第 1 3 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する決定の件

出席委員

農業委員 9名

1番	角田	義光	2番	横川	昌英	3番	金沢	和則
4番	芳賀	正幸	5番	緑川	一男	6番	仲田	昌勝
7番	緑川	喜友	8番	遠藤	武重	9番	佐藤	晴夫

農地利用最適化推進委員 8名

1 1番	添田	勉	1 2番	藤田	浩伸	1 3番	小林	富男
1 4番	近内	繁治	1 5番	小池	力	1 6番	福田	正三
1 7番	矢内	壮幸	1 8番	齋藤	英幸			

欠席委員 なし

事務局	事務局長	佐藤	康博
	庶務係長	三瓶	桂治
	書記	矢内	康裕

- ・議 長 本日の出席は17名です。定足数に達しておりますので、只今より第4回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議ないものと認め、3番金沢和則委員 4番芳賀正幸委員を指名いたします。

---

(1) 議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議 長 議事に入ります。議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。事務局長の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

- ・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました遠藤武重委員に報告を求めます。

- ・遠藤武重委員 農地法第3条第1項1番の所有権移転(賃借権)の確認調査の報告をいたします。

調査は平成31年4月11日午前10時30分より、被設定人の〇〇〇〇〇と、設定人の〇〇〇〇〇は仕事の都合により欠席で、私と最適化推進委員の小池力さんの3名で〇〇〇〇〇〇〇〇〇の現地で調査しました。

場所は県道石川白河線の王子平の信号を右折して300mほど行った左側で〇〇〇〇〇〇〇〇〇にある畑、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1,207㎡で被設定人の〇〇〇〇〇が牧草地として昨年より利用しています。

設定人の申請理由、設定人の〇〇〇〇〇は、苗木等を作付していましたが、手入れが大変で管理することが出来なくなり荒廃地となってしまうので、隣接地にある被設定人の〇〇〇〇〇に相談したところ、借り受けて牧草地として利用していただく事になりました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様のご審議よろしく願いいたします。

- ・議 長 只今報告のあった農地法第3条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第11号 農地法第3条第1項番号1については承認するものと決定いたします。

続いて農地法第3条第1項番号2を調査しました遠藤武重委員の報告を求めます。

- ・遠藤武重委員 農地法第3条第1項2番の所有権移転(交換)の確認調査の報告をいたします。

調査日は平成31年4月11日午前9時50分より、譲受人の〇〇〇〇と、譲渡人の〇〇〇〇と、代理人の〇〇〇〇行政書士法人の社員の方と、私と、最適化推進委員の小池力さんの5人で〇〇〇〇〇〇〇〇の現地で調査しました。

場所は県道石川矢吹線を王子平の信号から矢吹方面へ2.5km行った〇〇〇〇〇〇〇〇の町道を右へ20m入った所にある田、〇〇〇〇〇〇〇〇の159㎡です。

譲渡人の申請理由、譲渡人の〇〇〇〇は、譲受人の〇〇〇〇から田、〇〇〇〇〇〇〇〇の14㎡と〇〇〇〇〇〇〇〇〇の46㎡を譲渡人の〇〇〇〇〇の田、〇〇〇〇〇〇〇〇〇159㎡と交換する事としました。

譲受人の申請理由、譲受人の〇〇〇〇は、譲受人の〇〇〇〇から田、〇〇〇〇〇〇〇〇159㎡と譲受人所有の田、〇〇〇〇〇〇〇〇3、14㎡と〇〇〇〇〇〇〇〇〇の46㎡と交換する事としました。

以上、調査した結果、交換ということでこの案件は問題ありませんので皆様の審議よろしくお願いいたします。

- ・議 長 只今報告のあった農地法第3条第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第11号 農地法第3条第1項番号2について承認するものとして決定いたします。

続いて農地法第3条第1項番号3を調査しました遠藤武重委員の報告



譲受人は住所〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、譲渡人は住所〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、移転事由は売買による所有権移転です。

当該地は、譲渡人〇〇〇〇が野菜畑として利用していますが、今回譲受人の〇〇〇〇が退職を機に当該地に隣接している自己所有の畑と併せて野菜を栽培したいと考えたことと、当該地が出入りに便利であることから譲渡人をお願いしたところ、当該地は地形も悪く面積も小さいことと、以前から不便な状況を理解しており、野菜栽培を応援したい気持ちから快く快諾して頂きました。権利移転後は、野菜畑として利用管理していくとのことです。

以上、調査した結果、この案件は問題ないと考えられますので皆様方の審議宜しくをお願いします。以上です。

・議 長 只今報告のあった農地法第3条第1項番号4の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第11号 農地法第3条第1項番号4について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条1項5番を調査した芳賀正幸委員の報告を求めます。

・芳賀正幸委員 農地法第3条1項5番譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇の件を調査した結果を報告します。

4月5日午前8時30分より、譲渡人〇〇〇〇は高齢のため、譲受人〇〇〇〇に委任しますとのことです。最適化推進委員の福田正三さんと譲受人の〇〇〇〇と私の3人で現地確認をしました。

場所は、広域農道、浅川・平田線北山、〇〇〇〇〇〇〇〇から南に500m下って、道路右側に100m入った所です。地番は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、畑1, 337㎡です。この畑は現在休耕畑です。

隣接地にある譲受人の〇〇〇〇が耕作したいとの申し出があったため譲受人に売り渡すとのことでした。周りが譲受人所有の田と畑ですので、特別支障があるとは思えません。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんでしたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

- ・議 長 只今報告のあった農地法第3条第1項番号5の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第11号 農地法第3条第1項番号5について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条1項6番を調査した緑川一男委員の報告を求めます。

- ・緑川一男委員 農地法第3条1項6番の現地調査の結果を報告致します。

現地確認は平成31年4月7日午前9時より譲受人の〇〇〇〇、譲渡人の〇〇〇〇、最適化推進委員の添田勉さんと私の4名で実施しました。

場所は山白石経由、県道石川浅川線の〇〇〇〇〇〇〇〇から東へ500m位行った、〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、面積1,417㎡です。

譲渡人は当該地から遠いのと長年に渡り貸していたので無償贈与することでした。譲受人は当該地と隣接し祖父の時から借りていたため、その土地を引き受けて耕作管理することでした。

固定資産課税細目も確認しましたので問題ない案件かと思っておりますので、皆様の審議よろしくお願い致します。

- ・議 長 只今報告のあった農地法第3条第1項番号6の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第11号 農地法第3条第1項番号6について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条1項7番を調査した角田義光委員の報告を求めます。

- ・角田義光委員 農地法第3条1項7番、貸付人〇〇〇〇、借受人〇〇〇〇との件を調査した結果を報告いたします。

去る4月6日午前9時より、借受人の〇〇〇〇と最適化推進委員の、小林富男さんと私の3人で現場を確認しました。貸付人の〇〇〇〇は、一切を〇〇〇〇にお任せすることでした。

場所は、県道石川矢吹線より〇〇〇〇〇〇〇〇へ400mほど行き、左折して100mほど入った、地番が〇〇〇〇〇〇〇〇の1,121㎡の水

田です。

申請理由としては、貸付人の〇〇〇〇が、家族の健康上の理由により作付が困難となり、水田が隣接している〇〇〇〇に耕作をお願いしたところ、承諾していただき、今後、〇〇〇〇が作付していくということです。周りには水田で、借受人の水田と隣接している場所ですので特別支障があるとは思えません。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長 只今報告のあった農地法第3第1項番号7の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第11号 農地法第3条第1項番号7について承認するものと決定いたします。

---

## (2) 議案第12号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議 長 次に、議案第12号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが、事業計画者は宅地の保全及び駐車場の確保を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地でございます。

次に農地法第5条第1項番号2についてですが、事業計画者は宅地の保全を目的として今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地でございます。

次に農地法第5条第1項番号3についてですが、事業計画者は宅地の移転を目的として今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地でございます。以上です。





参考までに、顛末書の宛先が石川町農業委員会長でよいのでしょうか。

- ・ 事務局長 質問にお答えします。顛末書の報告先について、私たちの控えでも確認させていただきましたが確かに石川町農業委員会長となっております。報告先につきましては、金沢委員がおっしゃる通りだと存じます。書類についてはすでに県に進達されていますが、代理人に再提出を求め差し替え等の手続きを行ってまいります。今後は事務局の事務の確認を徹底していきたいと思います。

- ・ 議長 その他、意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

無いようですので、議案第12号農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

- ・ 近内繁治委員 都合によりここで退席させていただきます。

- ・ 議長 事務局に確認しましてやむを得ない事情として確認しましたので許可します。

(近内繁治委員退席)

続いて農地法第5条第1項番号2を調査されました遠藤武重委員に報告を求めます。

- ・ 遠藤武重委員 農地法第5条第1項2番の農地転用と権利の設定の確認調査の報告をします。

調査日が平成31年4月11日午前9時30分より、譲受人〇〇〇〇と、譲渡人の〇〇〇〇と、代理人の〇〇〇〇の社員2名と私と、最適化推進委員の小池力さん、事務局長の佐藤さん、三瓶係長と矢内主事の9名で〇〇〇〇〇〇〇〇の現地で調査しました。

場所は、県道石川矢吹線の王子平の信号を矢吹方面へ2.5km行った〇〇〇〇〇〇〇〇の町道を右へ20m入った所にある、〇〇〇〇〇〇〇〇、14㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇、46㎡です。

譲受人と譲渡人の関係、譲受人の〇〇〇〇の実家と、譲渡人の〇〇〇〇は、親戚で隣に住んでおり現在も親しく付き合いがあります。

転用の目的と選定理由と必要性、事業の必要性として実家敷地と西側に隣接する土地との間に、ブロック塀を設置して宅地の保全を図りたい事と土地の境が不明確であったことや、進入路が狭く出入りに支障をきたすこ

とから、譲渡人の〇〇〇〇と、相談したところ譲渡人の〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、14㎡田と〇〇〇〇〇〇〇〇〇、46㎡田と、譲受人の〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇159㎡田を交換してブロック塀を設置する事としました。申請地は農地ではありますが、やむなく決定しました。

申請地の隣接状況、申請地は、ブロック塀で高さは1m位、土地の境も明確になり農地への土砂等の流出もなく、日照被害等の支障ありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様の審議よろしくをお願いします。

・議長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号2について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議のないものと認め、議案第12号農地法第5条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

続いて農地法第5条第1項番号3を調査されました遠藤武重委員に報告を求めます。

・遠藤武重委員 地法第5条第1項3番農地転用と権利の設定の確認調査の報告とします。

調査日が平成31年4月11日午前9時より、土地所有者の〇〇〇〇は欠席で、事業計画者〇〇〇〇と、申請代理人の行政書士の〇〇〇〇と、私と、最適化推進委員の小池力さんと、事務局長の佐藤さん、事務局の三瓶係長と矢内主事とで、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の現地で調査しました。なおこの案件は、平成31年11月16日の農業委員会総会において石川町農業振興地域整備計画変更で審議され承認された案件です。

場所は、県道石川矢吹線の王子平の信号から矢吹方面へ2km入った右側にある所で〇〇〇〇〇〇〇〇〇、363㎡の内643.15㎡の田で現在作付されておられません。

変更の目的及び変更の必要性、現在の住宅は、崖地に建設されており危険であるため、早急に移転しなければならない事から、選定要件として農業の作業場や倉庫があるため、東南防止の面や農作業のし易さを考慮し、自宅敷地に近く傾斜地や崖地でないことを考慮し〇〇〇〇〇〇〇〇〇の田2,363㎡の内643.15㎡を農地ではありますが、やむなく選定し、今回の申請となりました。

申請地の隣接状況、申請地は隣接する農地は申請人の農地で日照を阻害することはありません。また雨水は、自然浸透及び西側道路側溝へ流出します。汚水は合併処理浄化槽より処理し西側道路側溝へ放流します。

以上、調査した結果この案件は、問題ありませんので皆様の審議よろしくをお願いします。

- ・議長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号2について何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議のないものと認め、議案第12号農地法第5条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

---

### （3）議案第13号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する決定の件

- ・議長 次に、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する決定の件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 （議案朗読）

- ・議長 審議に入る前に議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について5番緑川一男委員は当事者ですので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、退席を求めます。

（緑川一男委員退席）

只今説明のあった農地法第5条第1項番号2について何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議のないものと認め、議案第12号農地法第5条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

緑川一男委員の入室を認めます。

(緑川一男委員入室)

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時31分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証とするため署名する。

平成31年4月16日

石川町農業委員会

議事録署名人 3番

4番